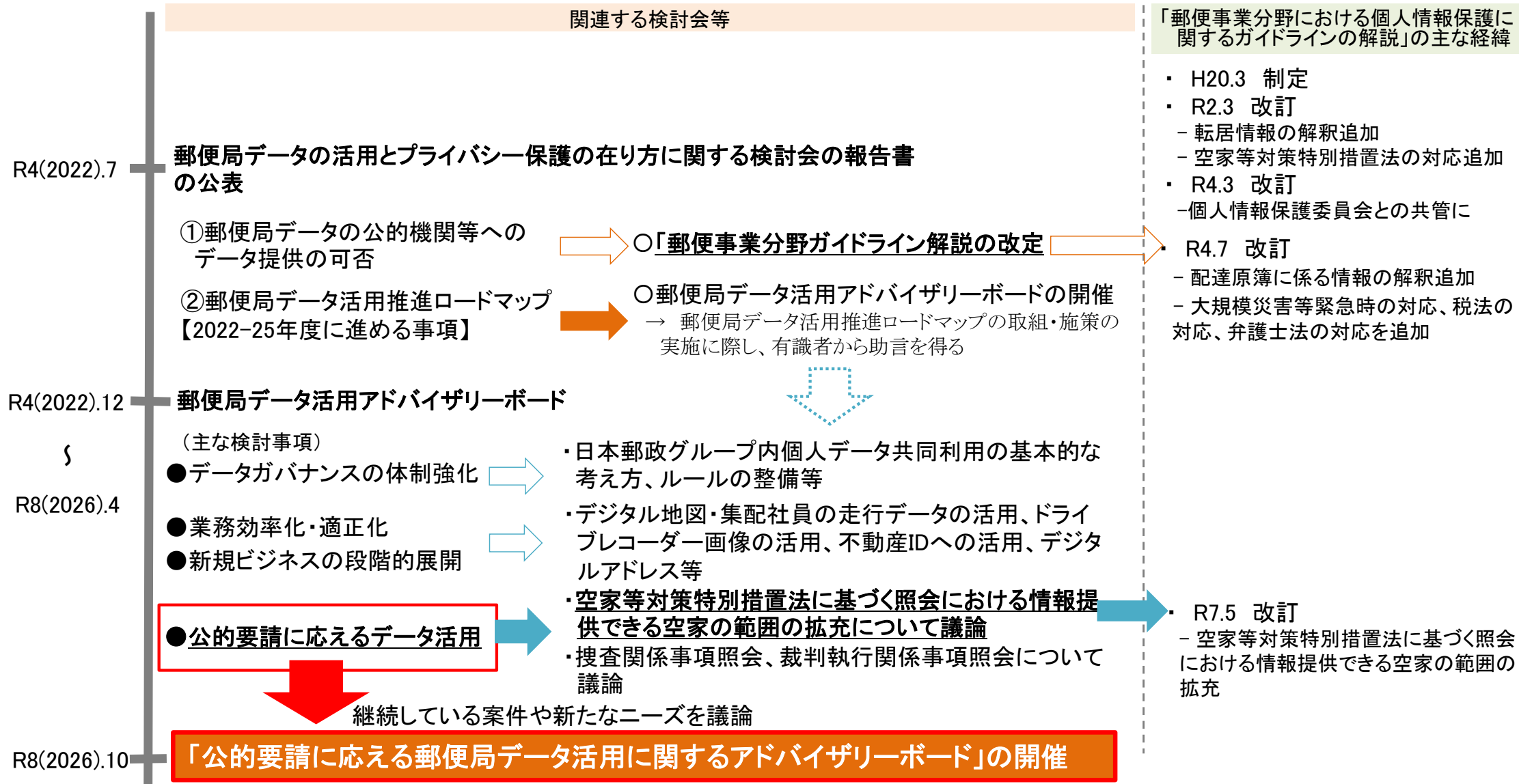


公的要請に応える郵便局データ活用のこれまでの経緯等について

- 「信書の秘密」や個人情報保護を確保しつつ、日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するため、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催（R3(2021).10～）し、報告書・「郵便局データ活用推進ロードマップ」を取りまとめ、公表（R4(2022).7）。
- 本ロードマップの取組・施策の実施に際し、有識者から助言を得るため、「郵便局データ活用アドバイザリーボード」を開催（R4(2022).12～）し、本ロードマップに沿った取組は、一定の成果が認められることから、ロードマップの期限をもって終了（R8(2026).4）。
- 「公的要請に応えるデータ活用」として継続している案件や新たなニーズについて議論するため、新たな検討の枠組みとして、「公的要請に応える郵便局データ活用に関するアドバイザリーボード」を設ける。



郵便法第8条第1項及び第2項の解釈と運用

「信書の秘密」「他人の秘密」への該当性の解釈		「信書の秘密」「他人の秘密」の第三者提供の運用	
条文	転居届に係る情報及び配達原簿に係る情報の解釈		
第1項	■信書の秘密には、個別の信書に関する一切の情報が含まれるとされている。 ○郵便法概説 (S57) 「信書の秘密とは、信書の内容はもちろんであるが、更に信書に関する一切の事項が含まれるのである。したがって、その差出人、受取人の住所又は居所及び氏名も含まれることになる」(p44)	■転居届に係る情報・配達原簿に係る情報は、信書の秘密には該当しないとされている。 ○名古屋高裁判決 (H29) (略) 転居届は、通信や信書そのものではなく、個々の郵便物とは別個のものである。そして、そこに記載された情報について報告がされても、個々の通信の内容が推知されるものではない。したがって、転居届に係る情報は(略) 郵便法8条1項の「信書の秘密」にも該当しない(略) ○データの取扱WG第6回議事概要 (R4) (事務局説明) 「配達原簿は転居届に係る情報と居住確認のお知らせへの回答をもとに作成されていること、個々の信書の送達によって原簿がつくられているものではなく、配達原簿によって個々の信書の内容や個々の信書の存在の有無が推知されるものではないため、配達原簿は、郵便法第8条第1項の「信書の秘密」には該当せず、(略)」	■信書の秘密は、原則として第三者に提供できないとされている。 ○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン解説 「法律上の照会権限を有する者からの照会(略) がなされた場合(略) であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。」(p104) ⇒ <u>日本郵便において、信書の秘密の第三者提供は行っていない。</u>
第2項	■他人の秘密には、個別の郵便物に関する情報が含まれるとされている。 ○国会審議 (S22.11.13参・通信委) 政府委員(小笠原光壽君) (郵便法 § 9 II の他人の秘密について) 一般にその利害関係者によりまして外部の発表されては困ると考えられますようなことを、(略) 秘密というように考えたい(略)。(略) 誰れから誰れへ郵便がいつ差出されたとか、或いは誰れはどのような人達との間に通信の連絡を持つておるとか、特定の期間の間にどれくらいの通信を誰れはしておるとか、そういうようなことはすべて郵便物に関して知り得た範囲の秘密(略) に包含される(略)。 ○郵便法概説 (S57) 「郵便物に関して知り得た他人の秘密とは、通信文などの内容、その他郵便物の発受人の住所、氏名、差出回数、取扱年月日、その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項をいうものであるが、これらの事項を知ることによって、通信の意味内容が推察されることも考えられるので、これらの事項もまた他人の秘密に属するものとされる」(p45)。	■転居届に係る情報・配達原簿に係る情報は、他人の秘密に該当するとされている。 ＜転居届に係る情報＞ ○最高裁判決 (H28) 補足意見 「転居届に係る情報は、信書の秘密ないし通信の秘密には該当しないものの、郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当し、申告人はこれに関し守秘義務を負っている。 ○名古屋高裁判決 (H29) 「郵便法8条2項は、郵便の業務に従事する者が、郵便物に関して知り得た他人の秘密を漏えいすることを禁じている。そして、控訴人は、転居届に係る情報が「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に当たり、被控訴人が同項に基づく守秘義務を負うことについて争っていないところ、被控訴人は、上記守秘義務が23条照会に対する報告義務に優越すると主張するので、以下検討する。」 ＜転居届に係る情報・配達原簿に係る情報＞ ○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン解説 (配達原簿に係る情報はR4.7改正で追加) 「他人の秘密」とは、信書に限らず、郵便物すべてについて、通信文などの内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所、取扱年月日、差出通数その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項を指し、転居届に係る情報及び配達原簿に係る情報も含まれる。(p65)	■他人の秘密について、 -原則として第三者提供できないとしつつ、 -<u>情報を用いる利益と保護する利益を比較衡量することで、第三者提供が可能とされている。</u> ○名古屋高裁判決 (H29) 「(報告義務に基づく) 報告を拒絶する(守秘義務に基づく) 正当な理由があるか否かについては、照会事項ごとにこれを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益との比較衡量により決せられるべきである。」 ○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン解説 - 信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる」(p104) - 第三者提供が可能となると考えられる事例を列挙。 ⇒ <u>日本郵便において、ガイドラインの事例に沿って、</u> ・<u>空家照会における転居届情報 (R2)</u> ・<u>緊急時における被災者情報等 (R4)</u> ・<u>国税/地方税照会における転居届情報 (R4)</u> ・<u>弁護士会照会における転居届情報 (R4)</u> <u>につき、第三者提供が可能。</u>

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン解説

3

○ 日本郵便は、信書の秘密等に該当する事項について、原則として第三者提供することはできないが、郵便法第8条第2項に規定する「郵便物に関して知り得た他人の秘密」については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となる。こうした事例について、郵便事業分野GL解説に規定している。

GL解説	法的根拠	許容される場合	開示先	開示する情報	開示する 転居届の 情報等	GL追加 時期	運用開始時期・状況	実費
事例 1 (空家)	空家等対策 特別措置法 §10Ⅲ	・空家等が特定空家等（§2Ⅱ）又は管理不全空家等（§13Ⅰ）と判断できる状態 ・その除去等が周辺住民や通行人などの生命、身体の保護又は財産の緊急の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要がある ・自治体が他に取得する合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できない	自治体	住民票を異動せず 転出し、所在の把握 が困難となっている 空家等の所有者又は管理者 の転居届に係る情報	新住所	R2.3追加、 R7.5改正	R2.3運用開始、R8.4から拡大	1000円／件
事例 2 (災害)	—	・大規模災害や事故等の緊急時	自治体	被災者情報・負傷者情報等	都度判断	R4.7追加	明確に運用開始年月日は定めていないが、R6.1能登半島地震で運用	無料
事例 3 (国税・地方税)	国税徴収法 §146の2	・国税に関する調査について必要があるときに行う協力要請	国税庁	住民票を異動せず 転出し、所在の把握 が困難となっている 滞納者 の転居届に係る情報	—		—	—
	地方税法 §20の11	・地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請	自治体		新住所		R8.4運用開始	1000円／件
事例 4 (弁護士会)	弁護士法 §23の2	・訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとする ・判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定する	弁護士会	住民票を異動せず 転出し、所在の把握 が困難となっている当該 相手方 （訴え提起等法的手続を採ろうとする者の申立ての相手方及び判決等の強制執行の相手方）の転居届に係る情報	新住所	R4.7追加	R5.6運用開始	1000円／件

◆ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）抄 （秘密の確保）

第八条 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

2 郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

◆ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）抄 （空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 （略）

2 （略）

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

◆ 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）抄 （事業者等への協力要請）

第百四十六条の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

◆ 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）抄 （事業者等への協力要請）

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

◆ 弁護士法（昭和二十四年法律第百五号）抄 （報告の請求）

第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(参考)転居届に記載されている情報(転居届様式)、配達原簿について

5

■ 転居届

転居届記入前に必ずお読みください

1)届出年月日

転居届をご提出いただくにあたり、次の内容にご同意いただく必要がございます。ご同意いただける場合は、「○」をぬりつぶしてください。

なお、郵便局社員が以下の方(以下「確認先関係人」といいます。)へ転居者の転居事実(旧住所から転居された事実その他転居届に記載された事項)の確認をすることを希望されないお客さまは、その旨をお申しつけのうえ、郵便局窓口での転居届のご提出をお願いいたします。

- 確認時現在旧住所にお住まいの方
- 確認時現在新住所にお住まいの方
- その他関係人

※その他関係人とは、転居届に記載された住所に所在する建物等の所有者、管理者(法人の場合はその従業員を含みます。)その他当該建物等の過去及び現在の使用者に関する情報を保有する正当な権限を有すると思われる第三者をいいます。(例)集合住宅: マンション・ビルの管理会社(管理人、ビル受付、警備会社等を含む)、不動産会社、貸主等。

同意チェック欄

ご同意いただける場合は、「○」をぬりつぶしてください。

ご提出いただく転居届(以下「本転居届」といいます。)の提出者は、本人として、又は本転居届に記載された全ての転居者から委任を受けた代理人として、転居者本人に代わり、本転居届に記載された事項に関する情報を日本郵便株式会社に提供するとともに、下記【同意事項】に同意する正当な権限を有しています。万が一、本転居届に記載されたいずれかの転居者から、本転居届の提出又は下記【同意事項】にて同意した情報の取扱いについて苦情等が寄せられた場合には、本転居届の提出者が責任を持って対応します。

本転居届の提出者は、【本転居届により取得した情報の取扱い】及び【本転居届も受付しない場合】を確認の上、本人として、及び本転居届に記載された全ての転居者から委任を受けた代理人として転居者本人に代わり、下記【同意事項】に同意します。

【同意事項】

1. 確認先関係人に対して、弊社社員から、必要に応じて次の内容を開示し、確認させていただくこと。

- ・ 転居者が転居された事実
 - ・ 上記事実の確認に必要な範囲で、本転居届に記載された提出者及び転居者の住所・氏名を含む、本転居届記載の情報
- ※住所情報は、確認先関係人が当該情報を管理している住所のものに限る(例:旧住所への確認時は、旧住所情報を開示)

2. 弊社が本転居届の正当性を確認できないと判断した場合は、本転居届が受付されないこと。

【本転居届により取得した情報の取扱い】

1. 取得した情報の利用目的

本転居届にご記載いただいた情報(以下「本転居届情報」といいます。)は、お客さまの大切な郵便物及び荷物を確実に転送・配達するための転居者の転居事実の確認のために利用します。

2. 取得した情報の利用方法

弊社は、本転居届受付後(郵便局に提出を受けた日から起算)、原則、10営業日以内に弊社社員による本転居届記載の旧住所への現地訪問、新住所への現地訪問、電話連絡、又は現地訪問時にご不在の場合、旧住所若しくは新住所あてに転居事実の確認のための書面を投函する等の方法により、上記1記載の利用目的を達成するために必要な範囲で本転居届情報を利用します。

3. 取得した本転居届情報を確認先関係人に開示する場合について

弊社社員が現地訪問をした際、転居届の転居者ご本人がご不在であった場合に、確認先関係人に対し、転居事実の確認に必要な範囲で本転居届情報を開示し、確認することがございます(本転居届に記載された住所にお住まいであった全ての居住者が転居された等の場合には、当該住所に新たに入居された方に確認することがございます。)

【本転居届を受付しない場合】

1. 上記同意取得の「○」マークをぬりつぶしていただけていない場合、本人確認書類の同封がない場合、又は郵送受付可能な本人確認書類以外の書類が同封されている場合は、本転居届の受付はいたしかねます。

2. 旧住所又は新住所において転居事実が確認できない場合など、弊社が本転居届の正当性を確認できないと判断した場合には、本転居届の受付はいたしかねます。

3. 上記1及び2の場合、受付できなかったことについて本転居届の提出者及び転居者への通知等しい場合があります。また、本転居届及び本転居届に同封された書類等の返還もいたしかねますのであらかじめご了承ください。なお、本転居届及び本転居届に同封された書類等は弊社において適切な方法で破棄させていただきます。

転居届 Relocation Form		転居届受付番号
郵便局使用欄(届出年月日) (西暦) 20 年 月 日 Yr. Mo. Day		転送開始希望日 Start Date (西暦) 20 年 月 日 Yr. Mo. Day
旧住所(旧所) Old Mailing Address ※転居届のご住所をご記入ください。		
〒 Postal Code		都・道 府・県 市・区 町 丁目
マンション名:		号棟 号室
転居者氏名 Name(s) of People Subject to Relocation		
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名 (姓)	氏名 (名)	旧姓
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名 (姓)	氏名 (名)	旧姓
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名 (姓)	氏名 (名)	旧姓
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名 (姓)	氏名 (名)	旧姓
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名 (姓)	氏名 (名)	旧姓
事業所名 Name of Business Establishment		
新事業所	旧事業所	
新住所(新所) New Mailing Address		
〒 Postal Code		都・道 府・県 市・区 町 丁目
マンション名:		号棟 号室
電話番号 (転居者と連絡が取れる電話番号) Tel.		
提出者情報 Information of Submitter		
転居届提出者氏名 Name of Submitter		
〒 Postal Code		都・道 府・県 市・区 町 丁目
マンション名:		号棟 号室
電話番号 (提出者と連絡が取れる電話番号) Tel.		
転居者との続柄 Relation to People Above		
☐ 本人 Same Person ☐ 家族 Family Member ☐ 同居者 Co-habitant ☐ 従業員等 Co-worker		
【ご案内】 弊社から以下のご案内を転居先へ送付する場合があります(転居届に記載された情報を弊社から行政機関・企業等の第三者に提供することはありません)。送付を希望されない場合は「○」マークをぬりつぶしてください。 ・ 行政機関・企業などからお客さまの住所等の変更手続きのご案内その他のお知らせ ・ 弊社のサービスに関する情報やみなさまの生活に役立つ情報		
郵便局コード	振替用	センター受用欄
	振替用	振替用

■ 配達原簿

- 配達原簿とは、郵便物や荷物の配達に必要な配達先の情報を記録した管理簿。

2) 転送開始希望日

3) 旧住所

4) 転居者氏名

5) 事業所名

6) 新住所

7) 転居者と連絡が取れる電話番号

8) 転居届の提出者情報

9) 提出者と連絡が取れる電話番号

10) 提出者と転居者との続柄